２　連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が、未払の元金及び利子全額を支払ったとき、又は滞納分の償還計画を提出することにつき連合と合意したときは、自動的制裁は、当然かつ直ちに解除される。

第百五十一条　分担等級

１　加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。

２　いずれの加盟国も、１に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。

３　加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十条４に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。

４　国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。分担単位数の当該引下げに係る経費については、８に定める手続に従い、加盟国が負担する。他方、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、８に定める手続に基づく分担単位額の減額による利益を受けない。

５　国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

６　５の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

７　一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

８　国際事務局は、次の条件に従って、関連する基準分担単位額及び減額分担単位額を計算する。

８.１　総分担単位数の減少（注）が生ずる場合には、その結果生ずる基準分担単位額（減額されていない分担単位額）及び減額分担単位額の増加分は、全ての加盟国が現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して連帯して負担する。

注　この規定の適用上、「総分担単位数の減少」とは、各加盟国が決定する分担単位数の減少分を合算したものを指す。

８.２　総分担単位数の増加（注）が生ずる場合又はその後に加盟国が減額分担単位額による利益を得る資格を失う場合には、いずれの更なる減額分担単位額の減少も、自国の経済力以上の水準で支払を行う加盟国及び自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国であって大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるもののみが利益を得るものとする。

注　この規定の適用上、「総分担単位数の増加」とは、各加盟国が決定する分担単位数の増加分を合算したものを指す。

９　８に定める手続は、(i)５及び６に規定する例外的な状況又は(ii)管理理事会が決定する連合の経費の調整のいずれかの結果生じた基準分担単位額及び減額分担単位額の変更については適用しない。この場合において、これらの変更に係る経費は、現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して配分され、全ての加盟国が連帯して負担する。

第百五十二条　国際事務局の供給する物品についての支払

国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

第百五十三条　利用者の資金提供による補助機関の組織

１　郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八条に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であって通常予算によって賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関（その資金提供は任意とする。）を設立することができる。

２　郵便業務理事会は、同理事会の下に１に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の内部規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。

２.１　任務

２.２　構成（当該補助機関の構成員の分類を含む。）

２.３　意思決定についての規則（当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と連合の他の機関との関係を含む。）

２.４　投票及び代表についての原則

２.５　財政（出資、利用料等）

２.６　事務局の構成及び運営上の構造

３　利用者の資金提供による補助機関は、２に規定する枠組みであって、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、検討のために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。

４　管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。

５　国際事務局長は、利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則及びその施行規則の関連規定に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。

６　この条の規定に従って設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。

第五章　仲裁

第百五十四条　仲裁手続

１　仲裁によって解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となっている事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。